

# 山口県報

平成18年  
7月11日  
(火曜日)

## 目 次

### 規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(職員厚生課).....

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則(地域政策課).....

山口県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則(流通企画室).....

下関漁港地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則(流通企画室).....



県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月十一日

### 山口県規則第二百二十二号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十四年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条の三の次に次の一条を加える。

(就業の場所から勤務場所への移動等)

第一条の四 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める就業の場所から勤務場所への

山口県知事 二井 関 成

移動は、次に掲げる移動とする。

一 一の勤務場所から他の勤務場所への移動  
二 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

イ 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三条第一項の適用事業に係る就業の場所

ロ 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条第一項に規定する職員の勤務場所

ハ その他勤務場所並びにイ及びロに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反して就業している場合とする。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条、第九十二条の二、第八十条の五第六項、第八十二条第七項、第九十三條において準用する同法第四十一条第一項及び第六十六条第一項、第九十九條第三項並びに第二百一条において準用する同法第四十一条第一項及び第六十六条第一項

二 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第五十二条第一号

三 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十五条(同法第三百三十二条において準用する場合を含む。)

四 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第九条の二第九項及び第三十八條第一項(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第四十二条第一項において準用する場合を含む。)

五 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第五十二条第四項

六 警察法第四十二条第二項

七 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第六條

3 条例第二条の二第一項第三号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第一項に規定する職員と同視すべき事情にあると認められる職員により行われるものであることとする。

第八条の三第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十二条第一項中、「(昭和四十二年法律第二百一十一号)」を削る。

第十八条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を削る。

附則第五項中、「(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二十九條第六項」を「第二十九條第八項」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の県議会の議員その他非常勤の職員公務  
災害補償等に関する条例施行規則第一条の四の規定は、平成十八年四月一日から適用す  
る。

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則をここに公  
布する。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二百二十三号

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則

山口県中山間地域振興条例(平成十八年山口県条例第五十一号)第二条第六号の規則  
で定める区域は、次に掲げる区域(同条例第一号から第五号までに掲げる区域を除く。)  
とする。

一 下関市のうち昭和二十五年二月一日における厚狭郡吉田村並びに豊浦郡豊東村、  
檜崎村、内日村、豊西村及び川棚村の区域

二 宇部市のうち昭和二十五年二月一日における厚狭郡厚東村、二俣瀬村及び小野村  
の区域

三 山口市のうち昭和二十五年二月一日における吉敷郡鏑銭司村の区域

四 防府市のうち昭和二十五年二月一日における佐波郡富海村及び右田村の区域

五 下松市のうち昭和二十五年二月一日における都濃郡米川村の区域

六 光市のうち昭和二十五年二月一日における熊毛郡大和村及び周防村の区域

七 周南市のうち昭和二十五年二月一日における熊毛郡三丘村、高水村及び八代村、  
都濃郡須々万村、中須村、須金村、向道村及び長穂村並びに佐波郡和田村の区域

八 山陽小野田市のうち昭和二十五年二月一日における厚狭郡厚狭町及び埴生町の区  
域

九 熊毛郡田布施町のうち昭和二十五年二月一日における熊毛郡麻里府村、田布施町  
及び城南村の区域

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二百二十四号

山口県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

山口県卸売市場条例施行規則(昭和四十七年山口県規則第三十六号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第六条の見出し中「営業」を「事業」に改め、同条第一項中「営業譲渡譲受認可申請  
書」を「事業譲渡譲受認可申請書」に改める。

第十四条第一項及び第二十二條第三項中「当該届出が資本」を「当該届出が資本金  
に」、「資本又は出資の額変更届」を「資本金又は出資の額変更届」に改める。

別記第一号様式、別記第三号様式及び別記第三号様式の二中

「資本又は出資の額」を「資本金又は出資の額」に改める。

別記第七号様式中「事業譲渡譲受認可申請書」を「事業譲渡譲受認可申請書」、「  
疎離の」を「事業の」に改める。

別記第八号様式中「資本又は出資の額」を「資本金又は出資の額」に改める。

別記第十七号様式中「資本又は出資の額変更届」を「資本金又は出資の額変更届」  
に改める。

「資本又は出資の額」を「資本金又は出資の額」に改める。

「資本又は出資の額」を「資本金又は出資の額」に改める。

別記第十九号様式中

「資本又は出資の額」を



平成十八年七月十一日  
印刷発行

発行人  
所

山口県知事  
山口市

定価一箇月  
金二千七百円（送料共）